必要書類一覧

※車検証上の使用者(以下「使用者」)の書類をご準備ください。

使用者が【個人】の場合

(1)所有権解除依頼書〈原本〉	使用者欄・車両情報欄は使用者(お客様)ご自身でご記入ください。 捺印(認印可)が必要です。 使用者以外の方がお申込みをされる場合は、受託者欄に申込者の住所・氏名又は名称・ 連絡先(TEL・FAX)の記入、捺印(個人は認印、法人は社印)をお願いいたします。 ※押印欄はカラーを含めてコピー不可とさせていただきます。 ※石川県内登録用または石川県外(全国)登録用のいずれか一方のご希望をご明記ください。 (選択肢を〇で囲んでください。) ※登録用の委任状でのお申込みは受付いたしかねます。 『所有権解除依頼書』はご案内ページよりダウンロードしていただけます
(2)自動車検査証(車検証)〈鮮明なコピー〉	電子車検証の場合は最新の「自動車検査証記録事項」コピーを提出してください。 ※電子車検証コピーのみの場合は受付いたしかねます。
(3)公的身分証明コピー〈本人確認書類〉	顔写真入りの公的身分証明書「運転免許証コピー」または「マイナンバーカード表面コピー」 ※マイナンバーカード裏面コピーは添付しないようご注意ください。 この2点をお持ちでない場合は、健康保険資格確認書コピーと住民票または印鑑証明書(コピー可)を ご用意いただくか、所有権解除依頼書に実印を押印され印鑑証明書(コピー可)をご用意ください。
(4)住民票または印鑑証明書(コピー可)〈必須〉	※ご住所に変更がない場合でもご用意ください。(ご存命確認のため) ※発行日より7日以内のものをご用意下さい。 ※マイナンバーの記載のないものをご用意下さい。 ※使用者ご本人が窓口にご来店でお申込みの場合で、且つ、ご住所に変更がない場合は不要です。
※車検証のご登録状況に変更がある場合→ 同一連続性が確認可能な公的書類	(a)ご住所に変更がある場合 車検証記載の住所から、現住所までの繋がりが確認できる住民票が必要です。 2回以上の住所変更がある場合は、複数の公的書類が必要となる場合がございます。 →住民票・住民票除票・戸籍の附票・従前戸籍の附票等(コピー可)をご用意ください。 市町村合併や区画整理により住所表示が変更された場合は、住所表示変更証明書が必要です。 (b)お名前に変更がある場合 車検証記載の氏名から、現在の氏名への変更が記載された公的書類等が必要です。 →戸籍謄(抄)本(コピー可)・住民票・改製原住民票・住民票除票(コピー可) 運転免許証両面コピー(表面が旧姓で裏面備考欄に新姓の記載がある場合)または マイナンバーカード表面コピー(サインパネル(追記)欄に新姓の記載がある場合)をご用意ください。

使用者が【法人】の場合

(1)所有権解除依頼書〈原本〉	使用者欄・車両情報欄は使用者(お客様)ご自身でご記入ください。 使用者欄は代表者名入りの会社印(横判)を押印してください。 捺印(実印)が必要です。 使用者以外の方がお申込みをされる場合は、受託者欄に申込者の住所・氏名又は名称・ 連絡先(TEL・FAX)の記入、捺印(個人は認印、法人は社印)をお願いいたします。 ※押印欄はカラーを含めてコピー不可とさせていただきます。 ※石川県内登録用または石川県外(全国)登録用のいずれか一方のご希望をご明記ください。 (選択肢を〇で囲んでください。) ※登録用の委任状でのお申込みは受付いたしかねます。 『所有権解除依頼書』はご案内ページよりダウンロードしていただけます
(2)自動車検査証(車検証)〈鮮明なコピー〉	電子車検証の場合は最新の「自動車検査証記録事項」コピーを提出してください。 ※電子車検証コピーのみの場合は受付いたしかねます。
(3)印鑑証明書(コピー可)〈必須〉	※発行日より３ヶ月以内のものをご用意下さい。
※車検証のご登録状況に変更がある場合→ 同一連続性が確認可能な公的書類	(a)ご住所に変更がある場合 車検証記載の住所から、現住所までの繋がりが確認できる商業登記簿謄(抄)本が必要です。 →商業登記簿謄(抄)本＝履歴事項全部(一部)証明書(コピー可)をご用意ください。 (b)名称(商号)に変更がある場合 車検証記載の名称から、現在の名称への変更が記載された公的書類等が必要です。 →商業登記簿謄(抄)本＝履歴事項全部(一部)証明書・閉鎖事項全部(一部)証明書(コピー可)を ご用意ください。

その他確認書類が必要な場合

※下記の場合は、必要書類以外に確認書類が必要となります。弊社所有権解除担当まで必ずお問い合わせください。【お問い合わせ先】TEL076-254-5772

●住民票・戸籍の附票等で住所が繋がらない場合
●相続により名義変更をする場合(使用者様死亡)
●法人登記閉鎖(清算・破産・解散)および手続き結了途中の場合